

企画競争説明書

業務名称：全世界2019年度一般文化無償資金協力機材計画調査

案件番号：190009

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年2月20日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年2月20日（水）

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

（1）業務名称：全世界2019年度一般文化無償資金協力機材計画調査

（2）業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

（3）適用される契約約款類型：

（○）成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

（ ）業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

（4）契約履行期間（予定）：2019年4月中旬～2020年3月中旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 村上 佳南 Murakami.Kana@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2019年2月27日（水） 12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年3月4日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年3月8日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- １）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- ２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- ３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
- ４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- ５）虚偽の内容が記載されているとき
- ６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

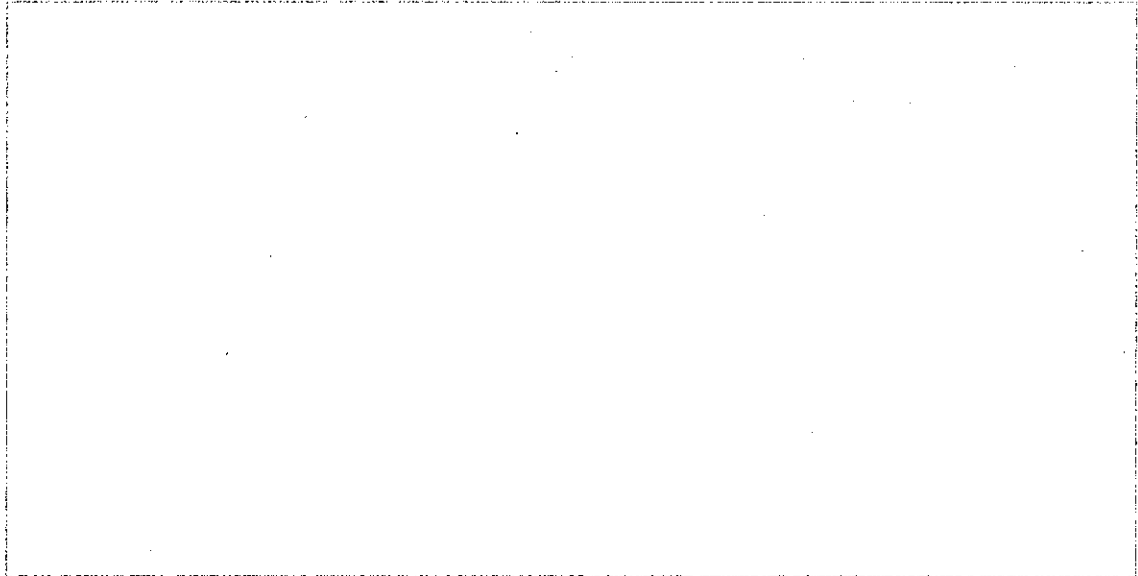
（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- １）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ２）以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）



3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) XAF 1 = 0.190720 円
- b) US\$ 1 = 109.341000 円
- c) EUR 1 = 125.104000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/機材計画

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 10.48 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年3月22日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：機材計画・機材調達に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、30ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者/機材計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：機材計画・機材調達に係るO/D、B/D、D/D、S/V

b) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

全世界2019年度一般文化無償資金協力機材計画調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/機材計画	(60.00)	(27.00)
ア) 類似業務の経験	24.00	12.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	2.00
ウ) 語学力	9.00	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	6.00
オ) その他学位、資格等	9.00	3.00
②副業務主任者	(-)	(27.00)
カ) 類似業務の経験	-	12.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	4.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	6.00
コ) その他学位、資格等	-	3.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

一般文化無償資金協力（以下、「一般文化無償」）は、文化の分野における国際交流に関する協力の一環として、開発途上地域における文化の振興のために必要な生産物及び役務を相手国政府が購入するための資金の贈与であり、開発途上国における文化振興、高等教育振興、スポーツ振興、伝統文化及び文化遺産保全等に貢献し、かつ我が国との文化交流関係強化、対日理解・親日感情醸成を目的としている。

JICAでは、ODAの重点分野、国別援助方針、事業展開計画等を踏まえ、開発面での効果を有することを前提として一般文化無償の案件形成・検討を行っているが、2018年度に実施した新規案件ニーズ調査で挙げられた案件の中から実施可能性が高いと判断された5件の機材案件について、妥当性の検討が必要となっている。

このため、本調査において、一般文化無償として適切と考えられる機材計画を整理するとともに、当該計画の妥当性の判断に必要な情報を収集・分析する。

各案件の概要は以下のとおりである（詳細は配布資料を参照のこと）。

国名	案件名	要請内容
①カメルーン	カメルーン・ラジオ・テレビ局番組制作機材及び番組ソフト整備計画	番組制作機材 番組ソフト
②ポリビア	地上デジタルテレビ人材育成のための電子応用研究所整備計画	放送実験、番組制作、無線周波数測定等にかかる教育用実習機材
③ホンジュラス	世界遺産「コパンのマヤ遺跡」博物館展示機材供与計画	展示用機材 体験型 VR 機材
④マケドニア	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国国立オペラ・バレエ交響楽団音楽機材・音響機材整備計画	音楽機材（楽器） 劇場音響機材
⑤モルドバ	モルドバ国立図書館デジタル化機材整備計画	アーカイブ機材

2. 業務の目的

対象とする5案件について、プロジェクトの背景、目的及び整備機材の内容等を把握し、開発効果、技術的妥当性を検討の上、必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計（概略事業費の積算を含む）を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを整理する。

3. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「6. 成果品等」に示す報告書を作成し、JICAに提出するもの。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

イ. 通常の協力準備調査の現地調査においては、調査団はコンサルタントとJICA団員で構

成されるが、本調査においては、本邦からのJICA団員（通常の協力準備調査における「総括」および「計画管理」団員）は派遣しない。代わりに、対象国を所掌するJICA在外拠点（以下、「JICA事務所」）より現地調査の総括団員を配置し、相手国実施機関とのミニッツ署名を行う。また、必要に応じてJICA事務所の担当者が協議に参加することとする。この調査体制を踏まえ、無償資金協力（施設・機材等調達方式）の制度についてもコンサルタントから相手国関係機関に十分説明する。また、相手国実施機関との間での打合せ内容及び結果の確認（ミニッツ（協議議事録）改定）は、JICA人間開発部と相談の上で、コンサルタントが行うこととする。

- ロ. 現地調査は1案件あたり1渡航とし、国内解析を経てとりまとめた日本側計画案を相手国実施機関等へ説明するための現地調査（他の施設・機材等調達方式無償資金協力等の「ドラフト報告書説明調査」）は実施しない。代わりに、国内解析を経て作成される機材リスト（調査で合意した機材リストから国内解析を経て追加／削除した場合その理由のみ記載）はJICA本部から外務省に提供し、在外公館から相手国関係機関に対し同意取り付けを行うこととする。また、調査結果概要の外国語版（抄訳）についても、JICAを通じて先方に提出する。
- ハ. 機材（付属品を含む）の数量の妥当性等（特に数量の多い付属品、不特定多数への貸出を想定する機材）の確認に十分留意する。特に機材を引き渡す実施機関から他の機関へ配布される想定がある場合には、配布先の事情についても十分留意する。

（2）本体無償資金協力事業実施にかかる留意点について

一般文化無償（機材案件）の本体事業実施にかかる留意点として、以下に取りまとめるので、プロポーザルの中で無償本体事業における調達監理計画についても記載すること。

記載に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2018年11月版）」の様式4-2、4-3を準用する等により、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画（人月）を記載し、効率的かつ経済的な調達監理の方法に関する提案を行うこととする。その際、一般文化無償案件（機材案件）の供与額目安は5,000万円から8,000万円程度であることから、これを踏まえた適切な調達監理の方法を検討する。

なお、参考まで、これまで閣議決定された一般文化無償（機材案件）では、以下のハ、やニ.に記載の事項を工夫し、実施段階の調達監理コンサルタント総人月は1案件あたり3.2から3.8M/M程度で実施している。これらに留意の上、上記調達監理計画を策定するとともに、より適切・効率的な調達監理の方法があれば具体的な提案を行う。

- イ. 一般文化無償は施設・機材等調達方式無償案件であり、両国政府間の交換公文（E/N : Exchange of Note）及びJICAと先方政府機関の間の贈与契約（G/A : Grant Agreement）に基づき実施され、無償資金協力調達ガイドライン（Procurement Guideline for Japanese Grants（2016年1月））が適用される。
- ロ. 調達対象案件のうち、被援助国政府とE/N及びG/Aが締結された後、技術的な一貫性の確保およびE/N、G/A供与期限内での円滑な実施を図るため、本調査を受注したコンサルタントを上記G/A及び調達ガイドラインに基づき、調達監理担当コンサルタントとして被供与国政府に推薦を行う予定である。
- ハ. 調達実施監理にかかる現地渡航は3回（計画内容最終確認業務（現地作業）、入札図書承認、現地における機材検収・据付確認の3回）を想定する。

- 二. 入札会は、施主が先方政府実施機関であることから現地で実施することも考えられるが、コンサルタントの現地渡航に係る経費を節約すること、応募者である日本企業への便宜を図ること等を理由に、日本国内で行うことを想定する。先方実施機関責任者等が渡航費用を賄えない場合は、コンサルタントに対して入札会開催の権限を委譲する又は在日大使館職員に権限を委譲する等の方法を検討する。

(3) 案件ごとの留意事項

イ. カメルーン国「カメルーン・ラジオ・テレビ局番組制作機材及び番組ソフト整備計画」

- イ) 平成2年に当該実施機関を対象に「教育番組及び番組製作機材供与」が行われたとの記録がある旨、外務省より情報共有があった。一般文化無償資金協力については外務省より「過去の文化無償案件の対象となった同一機関の同一分野の機材を整備する案件は原則対象外」との方針が示されているため、今回の要請内容と過去の整備機材の使用状況・記録を十分に確認の上、本案件の実施妥当性を慎重に検討すること。
- ロ) 一般文化無償（機材案件）において整備される番組ソフトは、原則として被援助国内のみで放送する前提で提供されるため、他国での視聴が可能となる追加的な放送配信方法（衛星放送やインターネット同時配信等）が採用されている場合は、番組ソフト提供者と対応を協議の上、場合により整備番組の放送中にこれらの追加的な放送配信を一時中断する措置を講じる必要がある。よって、現地調査中に採用されている配信方法を確認し、必要に応じて導入可能な配信一時中断措置及びその設計・運用に必要な実施機関の予算・人員措置および技術力等を十分に確認すること。

ロ. ボリビア国「地上デジタルテレビ人材育成のための電子応用研究所整備計画」

当国はデジタル放送方式については日本方式の ISDB-T が採用されているが、データ放送形式は日本で使用する BML ではなく、中南米でのスタンダードとなっている GINGA が採用されているため、機材計画の策定にあたり、留意すること。

ハ. ホンジュラス国「世界遺産「コパンのマヤ遺跡」博物館展示機材供与計画」

要請機材に含まれる「体験型VR機材」については、再生用のコンテンツを別途製作する必要があるが、その経費は一般文化無償による支援の対象外となるため、先方負担による対応可能性を、予算確保可否やコンテンツ企画検討状況等を含めて十分に確認の上で、当該機材整備の妥当性を慎重に検討すること。

二. マケドニア国「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国国立オペラ・バレエ交響楽団音楽機材・音響機材整備計画」

- イ) 要請機材に含まれる楽器については実施機関所有となる想定であるが、一般的に他の交響楽団においては音楽家個人所有のものを使用することが通例の楽器（運搬可能なサイズの弦楽器、管楽器等）も含まれている。これら個人所有の楽器は実際に使用されている物の価格帯が幅広く、仕様やメーカーの選定に当たっても音楽家個人の嗜好が反映されていると思われるため、実施機関の備品として整備することを想定した場合の適正な仕様について、慎重に検討すること。
- ロ) 想定される事業効果（定量的効果）について、案件概要に記載の現状案（公演回数や観客動員数の増）は要請機材整備による直接アウトカムとして想定できないため、精査が必要。既存機材の状況や楽団の能力、公演計画等を確認の上で、想定される事業効果を精査し、それを踏まえた妥当な機材計画を慎重に検討すること。

ホ. モルドバ国「モルドバ国立図書館デジタル化機材整備計画」

要請金額が少額（案件概要書記載の機材費22百万円）であるため、支援の費用対効果にも留意し、事業計画全体を精査の上で、想定される事業効果の発現に繋がるよう、妥当な機材計画を検討すること。

5. 業務の内容

我が国の無償資金協力（施設・機材等調達方式）の制度・手続きを十分に理解の上、上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査業務を実施する。

(1) 国内事前準備

- イ. 業務計画書を作成し、JICA の承認を受ける。同業務計画書に基づき、現地調査の準備を行う。
 - ロ. 案件概要（整備機材リストを含む）及び関連資料の解析・検討を行う。要請案件の全体像を把握し、我が国の援助方針・相手国上位計画との整合性、JICA 協力プログラムとの整合性、同プログラムにおける他案件および交流・協力活動との連携等を含め、案件の背景・位置づけ等を明確に理解する。また、要請機材の種類・内容等を踏まえて必要な情報収集を行い、現地調査にて確認すべき点や課題等を整理する。
 - ハ. 調査対象国において一般文化無償案件の実績があれば、必要に応じ JICA 関係者および関係機関等にヒアリングを行いレビューする。（特に相手国側負担事項、相手国における通関手続き等の詳細について十分確認する）。
- 二. 調査対処方針（案）、インセプション・レポート、質問票、ミニッツ（案）等を作成し、対処方針会議において JICA 関係部署の確認を得る。

(2) 現地調査

- イ. インセプション・レポートの説明・協議
インセプション・レポートの内容（調査方針、内容、スケジュール案等）について、日本大使館、JICA 事務所に説明する。相手国実施機関に対し無償資金協力（施設・機材等調達方式）の制度（G/A 雛形、基本約定（General Terms and Conditions: GTC）、銀行取極め（Banking Arrangement: B/A）、支払授權書（Authorization to Pay: A/P）、進捗報告書（Project Monitoring Report: PMR）雛形等の説明・手交含む）、実施体制、具体的な手続き（コンサルタント契約、業者契約の内容等を含む）等について、概要を説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担などについて、協議・確認を行う。
- ロ. 要請の背景、目的、内容の確認
実施機関等との協議を通じて、要請の背景・目的を確認するとともに、要請内容、実施体制（実施機関・責任官庁等の組織・人員体制・予算や財政状況、実施段階におけるコンサルタント契約及び業者契約の署名機関・署名者等）を確認する。あわせて我が国の援助方針・相手国上位計画との整合性、他協力・交流スキームとの連携についても確認する。
- ハ. 要請機材内容の確認
要請機材の仕様、規格及び数量について、その整合性・妥当性を確認する。また、既に関連機材の現況、据付・初期操作指導の要否、据付が必要な場合における据付場所の

確認、空調・配電・給排水状況・搬送方法等の確認とともに、現地代理店におけるアフターサービス・機材修理の可能性、スペアパーツ・消耗品の現地調達の可能性等についても確認し、優先順位を付した上で要請機材リストをとりまとめる。その際、数量の必要性・妥当性、輸出・輸入規制等の関連規制、機材の配布先についても十分に確認する。なお、相手国側がソフトコンポーネントの実施を希望する場合、初期操作指導の範囲内での対応の可否を含め、その妥当性・必要性を慎重に検討すること。

二. 運用・維持管理計画の確認

本案件の整備機材について、具体的な活用計画、運用・修理・維持管理にかかる人員・体制（具体的な担当部局や責任者の役職を含む）の想定、予算計画（予算規模、具体的な支出費目等）、技術レベル等について確認する。既存機材についても、同様の内容について、現在の状況を確認する。

ホ. 相手国負担事項に係る調査

事業実施にかかる相手国負担事項の内容（機材設置場所の確保・改修・新規建設、電気・水道等の引き込み、機材の運用に必要な人員体制の整備、維持管理予算の確保、支払授權書（A/P）発行に係る手数料及び A/P に基づく送金手数料の負担等含む）、実施タイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請する。その際、JICA 事務所あるいは日本大使館からも予め情報収集を行う。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

また、機材設置に係る施設・設備の整備・改修等が想定されている場合には、そのスケジュール、予算確保の見通し等を必ず確認する

ヘ. 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、対象国における当該事業実施に関係する主要税目を確認し、その概要（当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等）をまとめた上で、税目毎の免税措置及び通関手続きの詳細（実施機関、監督官庁等関係機関の責任分担、手続きを行う機関、具体的な手続き内容、手続き所要期間等）、あるいは実施機関等での税負担・予算措置状況を確認する。過去に免税措置に関する問題があったかどうか併せて確認し、あった場合はその理由を詳しく調査し、対応策の検討を行う。

また、免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にとりまとめて、提出すること。

ト. 協力の効果及び関連情報の収集及び提案：

対象案件の実施によってもたらされる定量・定性的効果について確認し、必要な基礎データ・写真等を収集（配布資料の「概要資料（例）」を参照）した上で、その妥当性を検証する。必要に応じ、実施機関と協議の上でより適切な定量・定性指標の設定可否を検討する。また、JICA 事業（技術協力、有償資金協力、無償資金協力、ボランティア派遣）、他 ODA 事業との相乗効果等が想定される場合には、どのような連携・相乗効果が可能かその提案も行う。

チ. 対象案件実施後の広報計画の確認：

協力実施が決定された場合の相手国実施機関による広報計画等について確認を行う

とともに、必要に応じてより適切で効果的な広報活動を提案する。

リ. 先方の実施体制の確認：

E/N (交換公文)、贈与契約 (G/A)、コンサルタント契約、業者契約の署名機関・署名者について確認を行う。

ヌ. ミニッツの締結：

最終的に確認された協力内容、相手国負担事項、実施までの今後のスケジュール等に係る協議結果についてミニッツにとりまとめ、事前に JICA 人間開発部の確認を経たうえで相手国実施機関と署名する。

ル. 調査結果の報告：

日本大使館、JICA 事務所へ調査結果を報告する。

(3) 国内作業

イ. 「現地調査帰国報告会資料」を作成し、帰国報告会にて結果を報告する。

ロ. 帰国報告会の結果を踏まえ、設計・積算方針案を作成の上、設計・積算方針会議に出席し、出席者からの合意を得る。

ハ. 現地調査における積み残しや国内解析の過程で追加確認事項が生じた場合は、実施機関担当者に連絡の上、確認する。

ニ. 付属品・スペアパーツ等の必要性、機材据付技師等の派遣の必要性、計画機材の仕様・調達国について検討した上で、「計画機材リスト」及び「調査結果概要」(各案件の最終報告書に相当)を作成する。なお、「計画機材リスト」については、機材名、数量、主な仕様、使用目的、原産国等を記載し、説明が容易な内容とする。

ホ. 概略事業費(機材 F O B 価格、梱包サイズ、海上・内陸輸送費、保険料等)を積算のうえ、「概略事業費積算内訳書・機材仕様書」を作成する。なお、設計・積算の精度については、入札に対応できる精度を確保する。

ヘ. 「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

ト. 全現地調査対象案件の概要資料を作成する。

チ. 全現地調査対象案件の調査結果概要をとりまとめる。

リ. 進捗報告書 (Project Monitoring Report) 初版を作成する。

(4) 報告書・提出物等の作成要領

上述の報告書・提出物等の作成に当たっては、以下の通り対応する。

イ) 本業務における設計・積算は「協力準備調査 設計・積算マニュアル (試行版)」、同「機材編」(2017年7月)によることとし、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計(機材仕様等)及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料の作成を行う。また、全案件について積算審査の対象とする。

ロ) 「インセプション・レポート」、「現地調査帰国報告会資料」、「概要資料」、「調査結果概要」については、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)(以下、「無償報告書ガイドライン」という。)によることとし、個

別に以下のとおり対応する。また、配布資料の「成果品サンプル」も併せて参照のこと。

- 「インセプション・レポート」：無償資金協力スキームの説明にあたって使用する「別添資料」については、「無償報告書ガイドライン」によらず、別途、一般文化無償資金協力（機材案件）向けに改定したものを使用する。
- 「現地調査帰国報告会資料」：記載内容は「現地調査結果概要」の目次案に準ずる（ただし、「2-3 自然条件調査」については記載しない）。
- 「調査結果概要」：記載内容は「協力準備調査報告書」目次案に準ずる。ただし、「3-5-1 プロジェクトの概略事業費」については記載しない。

ハ) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) については、JICA 公式ウェブサイト内の以下リンク先に掲載の様式、記載要領を参照のこと。

<様式>

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/shinchoku/index.html

<記載要領>

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq0000050ovv-att/20.pdf

6. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、このうち、⑥、⑦、⑨、⑩を本契約の成果品とする。

①	業務計画書 (契約後 10 日以内)	・和文 1 部 及び電子データ
②	インセプション・レポート (対処方針会議前)	・カメルーン：仏語 ・ボリビア、ホンジュラス：西語 ・マケドニア、モルドバ：英語 各 1 部（電子データのみ）
③	現地調査帰国報告会資料 (帰国後 10 日以内)	・和文 各案件 15 部以内（報告会実施時に確定） および電子データ
④	調査結果概要	・和文 各案件 1 部 ・英語（抄訳）各案件 1 部 ・西語（抄訳、ボリビア、ホンジュラス分のみ） ・仏語（抄訳、カメルーン分のみ）
⑤	免税情報シート（案）	・各案件 1 部（和文・英文・西文・仏文等で作成されたシートを更新）
⑥	機材リスト	・和文 各案件 1 部 ・英語 各案件 1 部
⑦	概略事業費積算内訳書・機材仕様書	・和文 各案件 A4 紙ファイル綴じ 2 部
⑧	概要資料	・和文（各案件について作成、電子データで提出）
⑨	調査結果概要（合冊版） ※上記④の各案件調査結果概要を合冊したもの。調査ミニッツを添付すること	・和文 簡易製本（A4 ファイル綴じ）5 部 ・外国語抄訳版：英語（全案件）、西語（ボリビア・ホンジュラス）、仏語（カメルーンのみ）簡易製本（A4 ファイル綴じ 5 部

		・ CD-R 和文 3 部、外国語文 1 部
⑩	デジタル画像集	・ CD-R 各案件 2 部 ※報告書に掲載した写真を中心に各案件 10 枚程度とし、詳細については無償報告書ガイドライン「V」。その他」を参照する。
⑪	進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	・ 英文 各案件 1 部

注 1) ①については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) ⑦については「協力準備調査 設計・積算マニュアル (試行版)」、同「機材編」 (2017 年 7 月) を、その他については「無償報告書ガイドライン」を参照することとする。

注 3) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照する。なお、成果品の体裁について、指定のないものについては製本の必要はない。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

(1) 業務実施契約締結後（2019年4月中～下旬を想定）より順次国内事前準備を開始し、2019年5月～7月の間を目安に順次現地調査を実施する。各案件の概要等を踏まえ、適切な各案件の調査時期・期間をプロポーザルにて提案すること。その際、全案件について2019年度内の閣議を想定し、2案件程度は2019年中の閣議も想定して現地調査時期を提案すること。

なお、提案された調査時期・期間については、調査対象国の実施機関に受入可否を確認の上で確定することとし、場合によっては変更に対応する必要がある点に留意すること。また、各国の調査時期について、以下を確認の上で設定することとし、これにより難しい場合は、プロポーザルにその理由を明記すること。

国名	現地調査を避けることが望ましい週	現地調査期間中の祝日
カメルーン	・ラマダン期間中（5月～6月4日頃） ・統一記念日（5月20日）及びその直前の数週間 ・団長不在期間（6月17日の週）	5月1日（メーデー） / 5月10日（昇天祭） / 6月上旬（ラマダン明け休日）
ボリビア	・ラパスの日（7月16日）及びその直前の数日間	5月1日（メーデー） / 6月15日-16日（Fiesta del Gran Poder：ラパスにて大規模な祭典あり） / 6月20日（聖体節） / 6月21日（アイマラ歴新年）
ホンジュラス	・特になし	5月1日（メーデー）
マケドニア	・特になし	4月26日（聖金曜日） / 4月29日（イースター・マンデー） / 5月1日（メーデー） / 5月24日（聖キリルとメトディウスの日） / 6月上旬（ラマダン明け休日）
モルドバ	・4月下旬～6月中旬（右記の祝日が重なる期間、及び6月上・中旬に予定される欧州国立図書館年次総会への準備・対応期間）	4月26日（聖金曜日） / 4月29日（イースター・マンデー） / 5月1日（メーデー） / 5月6日（メモリアル・デー） / 5月9日（ビクトリー・デー） / 5月15日（ヨーロッパの日） / 7月29日（憲法記念日）

なお、マケドニアについては外交的背景から早期に現地調査を実施し、11月閣議を想定する案件として優先的に検討することが望ましい。ただし、技術的な観点から懸案がある場合（国内解析に時間を要する可能性がある場合等）は、概要をプロポーザルに明記すること。

また、その他の案件にかかる現地調査の時期について、上述の目安期間（5月～7月）を超えた時期の提案も場合により検討可とするが、その場合は理由をプロポーザルに明記すること。ただし、その場合も閣議時期の想定については変わらない点についても、あわせて留意すること。

(2) 各対象国における現地調査については、それぞれ「機材計画」団員および「機材調達／積算」団員の2名を配置の上、実施することを想定している。尚、業務主任者は、いずれかの国（最低1カ国）の現地調査に従事するものとする（同一の調査団員が全調査案件を担当することを意図したものではない）。

(3) 現地調査終了後、順次概略事業費積算を開始し、調査結果概要、機材リスト、概略事業費積算内訳書・機材仕様書、概要資料（案）を提出する。各成果品の提出時期につい

ては、各案件の現地調査の時期を踏まえ、想定される閣議付議の時期を JICA と協議の上で決定する。

(4) 最終成果品である全調査対象案件の「調査結果概要 (合冊版)」については、2020 年 2 月上旬までに提出する。

想定調査スケジュール (▲=11 月閣議/■=2 月閣議 を想定したスケジュール目安)

月	2019年										2020年	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
業務計画書	○											
インセプション・レポート提出		▲	■									
現地調査		▲	■									
現地調査帰国報告会 / 設計・積算方針会議			▲	■								
積算関連資料提出				▲		■						
機材リスト提出				▲			■					
概要資料(案)提出 ※ドラフト提出時期					▲			■				
調査結果概要提出 ※ドラフト提出時期							▲		■			
概略事業費積算内訳書、機材仕様書提出								▲				■
閣議								▲				■
調査結果概要(合冊版)提出												○

2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途

全体： 約 20.04 人月

(2) 業務従事者の構成 (案)

イ. 業務主任者/機材計画 (3 号)

ロ. 機材調達/積算

なお、前述のとおり同一の調査団員が全調査案件を担当することを意図したものではなく、調査対象国ごとに「機材計画」及び「機材調達/積算」の 2 名の調査団員の構成とし、案件・分野に応じた人員配置を想定している。また、業務主任者はいずれかの国 (最低 1 カ国) での現地調査に従事することとする。業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な業務従事者の構成をプロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料

- (1) 案件概要資料 (対象 5 案件分)
- (2) 成果品サンプル (成果品作成のための参考事例として)

4. JICA 等からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

- (1) 現地調査 I
 - 1) 団員構成
 - (a) 総括 (JICA 事務所)
 - 2) 調査行程: 約 5 日間
 - 3) 調査目的: 相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容を検討し、討議議事録 (ミニッツ) を取りまとめる。

5. その他の留意事項

(1) 便宜供与

相手国関係機関との協議アポイントの取付、相手国実施機関に対するインセプション・レポート及び質問票の送付は、原則として事前に JICA 事務所または在外公館にて行う。現地調査にかかる車両手配、宿泊手配、通訳手配等は原則コンサルタントが行い、経費は見積に含めること。

(2) 通訳

現地調査の通訳費用は見積に含めること。また、現地手配による英-現地語通訳の備上を原則とする。

(3) 安全管理

現地業務に先立ち、すべての業務従事者について、外務省海外旅行登録 (たびレジ) に登録する。現地滞在期間中は現地の治安状況について JICA 事務所並びに日本大使館で十分な情報収集を行った上で業務に当たる。また、JICA 事務所並びに在日本大使館と常時連絡がとれる体制を整備し、移動手段や滞在場所、期間等の情報を事前に共有する等留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

